

令和7年度 第2回 認知症バリアフリーWG 事務局資料

令和8年1月20日

日本認知症官民協議会

認知症バリアフリーWG 事務局

第2回 認知症バリアフリーWG（令和8年1月20日）の議題

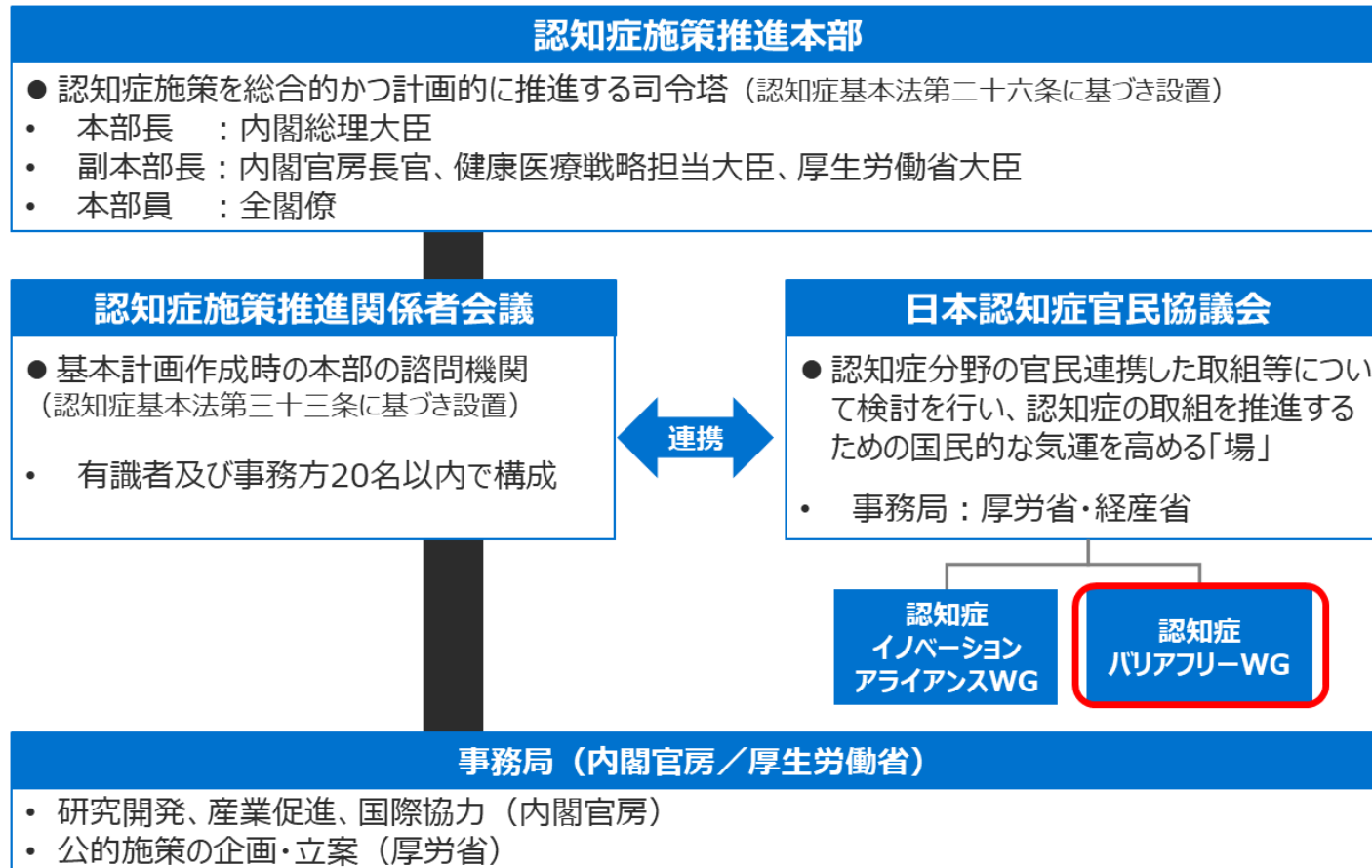
1. 本WGの位置付け、活動内容等のご報告
2. 認知症バリアフリー宣言の今後のあり方に関する検討状況等のご報告と討議
 - ①宣言の登録基準の弾力化
 - ②宣言制度及び宣言企業・団体等と本人の関わりの強化
3. 業種別手引きの今後の作成方針に関する検討状況等のご報告と討議

1. 本WGの位置付け、活動内容等のご報告

認知症バリアフリーWGの位置付け

- 日本認知症官民協議会のもと、経産省主導で産業創出を図る認知症イノベーションアライアンスWGと厚労省主導で官民での「バリアフリー対応」の具現化を目指す**認知症バリアフリーWG**が連携しながら、取組が進められている。
- 認知症バリアフリーWG**では、認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくため、**現状あるバリア（障壁）**を探求し、「**認知症バリアフリー社会**」の構築に向けた**施策**の検討等を行う。

（政府における認知症施策の推進体制）



認知症バリアフリーWGの主な活動

- 日本認知症官民協議会は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる「認知症バリアフリー社会」の実現を目指し、官民一体となって認知症に関する課題に取り組むことを目的としている。
- 認知症イノベーションアライアンスWGでは当事者参画型開発モデルの推進、認知症予防市場の環境整備、研究開発の促進を主に実施。**認知症バリアフリーWGでは認知症バリアフリー宣言の運用・普及、業種別手引きの作成を主に実施。2023年度からは両WG共催で認知症バリアフリー情報交換会を開催。**

日本認知症官民協議会（事務局：厚労省、経産省）

認知症バリアフリーWG（事務局：厚労省）

認知症イノベーションアライアンスWG（事務局：経産省）

認知症バリアフリー宣言の運用・普及

企業・団体等のバリアフリー推進に向けた取組を見える化する宣言制度を運用・普及



業種別手引きの作成

認知症とともに生きることや接遇のポイントを知ってもらうことを目的に業種別に手引きを作成



情報交換会

両WGの取組を共有する場として認知症バリアフリー情報交換会を共催

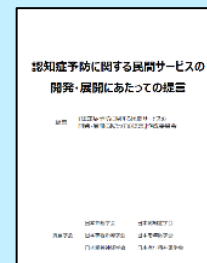
当事者参画型開発モデルの推進

オレンジイノベーション・プロジェクトの推進



認知症予防市場の環境整備

認知症関連6学会による「提言」や「指針」の整備



研究開発の促進

共生・予防等に関してエビデンスを構築する実証事業を支援



認知症バリアフリー宣言等検討委員会の設置 ①位置づけ・目的

- 国の認知症施策の推進にあたって、昨年度まで、日本認知症官民協議会、認知症イノベーションアライアンスWG、認知症バリアフリーWGの3つの会議体が設置されていた。
- 「認知症バリアフリー宣言」や「認知症バリアフリーWG」の今後のあり方の検討を行うことを目的として、**WGに紐づく会議体として「認知症バリアフリー宣言等検討委員会」を今年度新たに設置した。**



認知症バリアフリー宣言等検討委員会の設置 ②委員構成等

- ・ 認知症バリアフリー宣言検討委員会の委員構成は以下の通り。
- ・ 第1回認知症バリアフリーWG開催後、12月5日に第3回目の委員会を開催した。

【認知症バリアフリー宣言等検討委員会 委員名簿 ※50音順、敬称略】

氏名	ご所属
伊藤 浩美	株式会社福井銀行 リスク統括グループ コンプライアンス統括チーム
内田 知康	静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 福祉長寿政策課 福祉長寿政策班長
小山 遊子	株式会社イトーヨーカ堂 サステナビリティ推進部 総括マネジャー
成本 迅 【座長】	京都府公立大学法人 京都府立医科大学大学院 医学研究科 精神機能病態学 教授
根本 豊	株式会社HAKUHODO ITTENI 取締役 戦略コンサルティング本部 統括
藤田 和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 相談役理事
松尾 真二	さいたま市 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課 係長
矢吹 知之	高知県立大学 社会福祉学部 教授
山中 しのぶ	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
和田 誠	公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事

【開催日程】

- ・ 第1回：8月18日（月）10:00-12:00
- ・ 第2回：9月19日（金）10:00-12:00
- ・ 第3回：12月5日（金）10:00-12:00

【主な議論事項】

- ・ 認知症バリアフリー宣言の今後のあり方
- ・ 認知症バリアフリーWGの今後の取組のあり方

令和7年度の各会議体の開催スケジュール

- 今年度、認知症バリアフリーWGは計2回（10/16、 1/20）、
認知症バリアフリー宣言等検討委員会は計3回（8/18、 9/19、 12/5）開催。

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日本認知症官民協議会								総会開催 3/5
認知症イノベーション アライアンスWG		第1回WG 9/16					第2回WG 2/25	
認知症バリアフリーWG			第1回WG 10/16			第2回WG 1/20 (本日)		
認知症バリアフリー宣言等 検討委員会	第1回委員会 8/18	第2回委員会 9/19			第3回委員会 12/5			
手引き作成のための 作業委員会		大型家電 量販店 第1回 9/24	飲食店 第1回 10/2			大型家電 量販店 第2回 1/28	飲食店 第2回 1/19	

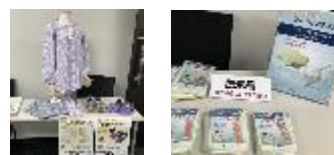
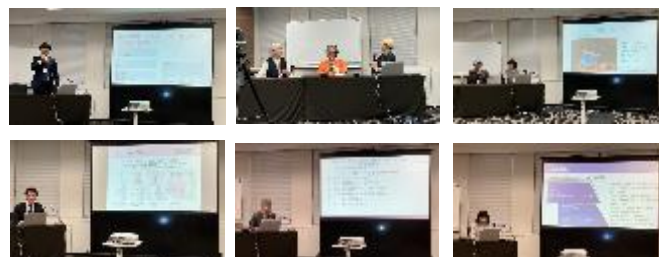
認知症バリアフリー情報交換会の開催報告

- ・ 経済産業省と共催で、認知症バリアフリー情報交換会を11月21日に開催した。
- ・ 企業、自治体、認知症の人や家族等、計323名（内、現地118名）が参加した。

日時	・ 2025年11月21日（金） 企業展示 : 13時00分～14時00分 情報交換会 : 14時00分～16時00分 交流会 : 16時10分～17時00分
会場	・ TKP新橋カンファレンスセンター ホール16C・D
参加者	・ 情報交換会：323名 現地会場参加者：118名（登壇者、関係者含む） オンライン参加者：205名（事前申込者ベース） ・ 出展企業数：16社

講演会

交流会・企業展示



演題	登壇者（敬称略）
厚生労働省における認知症関連施策の動向	厚生労働省 老健局 認知症総合戦略企画官 野村晋氏
経済産業省における認知症関連施策の動向	経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 企画官 小野聡志氏
本人から企業へのメッセージ	一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 山中しのぶ氏、藤田和子氏 かながわオレンジ大使（認知症本人大使） 前田博樹氏
認知症バリアフリー企業へのメッセージ	公益社団法人 認知症の人と家族の会 和田誠氏
企業の実践事例の紹介	一般社団法人 全国コープ福祉事業連帯機構 本木時久氏
	株式会社福井銀行 伊藤浩美氏
	四日市市介護予防等拠点施設 ステップ四日市 上田奈央氏 四日市市在住 北原浅雄氏
	一般社団法人 日本介護美容セラピスト協会 酒井宗政氏

日本認知症官民協議会 総会のご案内

- ・ 経済産業省と共催で、社会全体の認知症に関する取組の活性化を目的とし、
2026年3月5日（木）にハイブリット形式で日本認知症官民協議会総会を開催を予定。

開催目的	・ 認知症になってからも尊厳と希望を持って生活できる社会システムの構築への対応が社会全体に求められているという共通認識のもと、国や地方公共団体、各業界団体、認知症当事者らが一体となり、取組を推進する。このために官民協議会の参画団体等を対象とした総会を開催し、社会全体の認知症に関する取組の活性化を図る。
開催日時	・ 2026年3月5日（木）10:00～12:00
開催会場	・ 現地：TKP新橋カンファレンスセンター （〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング14F） ・ オンライン：同時配信予定
参加対象者	・ 官民協議会に参画している団体・企業 ・ 官民協議会に参画していない民間団体・企業等 ・ 認知症の人やその家族等 ・ 行政機関 ・ 認知症に関する有識者 等
内容	・ 厚生労働省、経済産業省からの取組報告等のほか、 ご本人やご家族からのメッセージ、企業・自治体・介護事業者等からの取組紹介

2. 認知症バリアフリー宣言の今後のあり方に関する 検討状況等のご報告と討議

①宣言の登録基準の弾力化

認知症バリアフリー宣言の概要（1/2）

- 認知症バリアフリー宣言は、「企業・団体等が認知症バリアフリー推進に向けての方針・方向性等を示し、見える化することにより、認知症の人や家族等にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境を提供するとともに、認知症バリアフリー社会の機運を醸成すること」を目的として、2022年3月より開始。
- 宣言の登録にあたっては、以下 4 つの基準を設定。認証制度ではないことから、登録にあたっては記載事項の抜け漏れがないか等の「確認」のみを厚生労働省及び宣言事務局（＝日本総研）が行い、登録内容の「審査」は実施していない。
- なお、申請時及び2年に1回の更新時には事務手数料として「5000円」の支払いを申請企業に求めている。

認知症バリアフリー宣言の登録基準

1	2	3	4
 社内の「人材育成」	 行政、他業種などとの「地域連携」	 認知症をサポートする「社内制度」	 お客さまが利用しやすい「環境整備」
「人材の育成」とは、当事者の立場に立った取組が行われるよう、従業員などに対して認知症についての正しい理解を促す活動を進めることです。理解を深めることで、お客様のニーズやお困りごとについて良く知ることができ、それによってきめ細やかな対応による顧客満足の向上、新たな商品・サービスの創出につながります。	「地域連携」とは、地域の行政機関（地域包括支援センター、社会福祉協議会など）や専門機関（認知症疾患医療センターなど）、他企業、当事者などとの連携を図ることです。認知症の方やその家族の方に適切な対応をする準備ができ、地域や当事者のニーズに即した対策を講じることができます。	「社内制度」とは、企業・団体などにおいて介護のための離職防止や当事者が働き続けられるなどの内部の環境づくりを行うことです。安心して継続的に働ける制度を整備することで、ワークライフバランス、企業に対する信頼性が向上し、その結果、人材の確保、定着性の向上など、従業員エンゲージメントに寄与します。	「環境整備」とは、お客様やその家族が利用しやすい店舗やWEBサイトなどの環境を整えること。また、従業員がストレスなく働ける職場とするためハード、ソフト両面を向上させることです。店舗や職場が整備されることで、誰もが安心して利用、就労できる環境が整い、顧客満足、従業員エンゲージメントが向上します。
参考例 ■ 認知症への対応や理解促進のための社員教育や社内推進責任者の育成。 ■ 認知症サポーター養成講座など外部機関による研修への参加、資格の取得、など。 ■ 新たな知見や気づきによる商品・サービスの創出。	参考例 ■ 関係する地域の行政機関、専門機関との情報連携、意見交換。 ■ 関係機関や他企業などとの地域活動への参加・協力。（見守りネットワーク、徘徊通報・保護、認知症カフェ、高齢者サポート事業者など。） ■ 他企業、異業種と連携したサービス・商品の開発。	参考例 ■ 業務環境・内容、勤務時間など、症状・進行状態や本人の意思をできるだけ考慮した配属。 ■ 介護者の介護休暇、勤務時間（フレックス、時短など）、勤務場所（在宅、サテライトオフィスなど）の柔軟な対応。 ■ 認知症を含めた、さまざまな「介護と仕事の両立」「治療と仕事の両立」の制度化。	参考例 ■ 店舗のレイアウトや動線などの安全性、掲示物の見やすさなどハード面の整備。 ■ 優先時間帯やお客様を急かさずスローレジなどソフト面の取組。 ■ 支援スタッフの配置や接遇マニュアルの整備により、施設・設備に大きく手を入れなくてもお客さまのお困りごとに対応する。

出所：一般財団法人日本規格協会「厚生労働省 令和3年度 老人保健健康増進等事業 認知症に関する企業等の『認知症バリアフリー宣言（仮称）』及び認証制度の実施及び普及に向けたあり方に関する調査研究事業企業・団体の皆様にご参加いただくためのガイドブック」

認知症バリアフリー宣言の概要（2/2）

- 認知症バリアフリー宣言に登録された企業・団体等の取組は、認知症バリアフリー宣言ポータルで公表されている。

宣言組織の検索

トップページ > 宣言組織の検索 > 認知症バリアフリー宣言 LOOVIC株式会社

認知症バリアフリー宣言

LOOVIC株式会社

掲載日：2023
最終更新日：2023

> 業種： 学術研究/専門・技術サービス業

> 本店又は主たる事務所の所在地： 〒222-0026 神奈川県横浜市港北区篠原町1257-37

> 宣言組織の代表者： 代表取締役 山中 享

> 電話番号： 07043936078

> メールアドレス： contact@loovic.co.jp

認知症バリアフリー宣言の内容

当社LOOVICは、認知症のある方々が安心して外出し、社会とのつながりを保ちながら豊かな生活を送ることができ、社会に貢献し、認知症バリアフリーに貢献します。

私たちは、認知症のある方々が抱える移動や空間認知の課題を解決するため、音声ナビガイドサービスを提供しています。このサービスは、家族や施設スタッフ、地域住民が提供する生の声を活用し、支援者がそばにいるような心理安心感を与えることを目指しています。また、地域や場所の個性を生かしたガイドを通じて、移動そのものを楽しむを提供します。

当社は「認知症バリアフリー宣言基準」に基づき、サービスの提供にあたり、「維持管理遵守事項」および「運営要領」を遵守します。そして、認知症のある方々が自立した生活を送るために必要な支援環境の整備を継続的に社会全体が認知症に優しく、分け隔てのない共生社会となるよう取り組みます。

LOOVICは、これから人と人のつながりを大切に、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて尽力します。

宣言組織の掲載（例）

「人材の育成」についての具体的取組

社外教育

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々の課題解決に向け、音声ナビガイドサービスの開発を進めています。このサービスでは、家族や地域住民、施設スタッフなどが主体的に参加し、生の声を活用した移動支援を提供します。そのため、私たちは、これらの支援者が簡単にガイドを作成し、利用者に寄り添う方法を学ぶための研修やトレーニングプログラムを提供し、人材育成に力を入れています。

また、地域住民や施設スタッフが利用者の特性を理解し、柔軟かつ個性に応じた案内ができるよう、支援技術や知識を有する仕組みを構築しています。この取り組みにより、利用者だけでなく、支援者自身も成長し、地域全体が認知症バリアフリー社会の形成に貢献できる環境を目指します。

LOOVICHP

「地域連携」についての具体的取組

自治体・専門機関等との情報交換 地域の見守りネットワーク等への参加

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々の課題解決に向け、地域社会との連携を重視した音声ナビガイドサービスの開発を行っています。私たちは、家族や施設スタッフ、地域住民が主体となり、生の声を活用した移動支援を提供する仕組みを構築しています。

地域連携の一環として、自治体や地域団体と協力し、地域特有の課題を共有・解決するための実証実験やフィードバックの仕組みを設けています。さらに、地域住民が地元の魅力や知識をナビガイドに反映させることで、地域全体で認知症のある方々を支える環境づくりを進めています。この取り組みにより、利用者が安心して移動だけでなく、地域住民が相互に支え合う仕組みを構築し、地域の活性化にも貢献しています。

LOOVICHP

「社内制度」についての具体的取組

介護離職防止のための制度 仕事と治療の両立のための制度 認知症になった場合の相談窓口の設置

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々へのサービスを提供するため、社内制度の整備を通じて取り組みを支えています。当社では、認知症や空間認知に関する課題の理解を深めるための定期的な研修プログラムを社員全員に提供し、専門知識や支援技術の向上を図っています。

また、社員が現場の声を直接聞き、サービスに反映できるよう、施設訪問や地域連携の機会を制度として設けています。これに加え、社員が持続的に高い意欲を持って業務に取り組めるよう、柔軟な働き方を推進しています。具体的には、フレックスタイム制度やリモート勤務を自己申告制とし、それぞれのライフスタイルや業務内容に合わせた自由な勤務体制を可能にしています。

さらに、業務委託スタッフやインターンシップ参加者についても、自由度の高い働き方を尊重し、共感を基盤としたチーム作りを支援しています。業務改善の提案も積極的に受け入れ、風通しの良い職場環境を整えることで、社員一人ひとりが主体性を持って認知症バリアフリー社会の実現に貢献できる体制を構築しています。

これらの社内制度を通じて、サービスの質を向上させるとともに、多様な働き方を支援しながら、全てのメンバーが価値ある取り組みに参加できる環境を目指しています。

LOOVICHP

「環境整備」についての具体的取組

接遇マニュアルの整備 支援スタッフの配置 認知症の方にも分かりやすい掲示物の工夫

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々が安心して暮らせる環境を整備することを重視し、音声ナビガイドサービスの開発を行っています。当社は、認知症のある方々が直面する移動時の不安や課題を軽減するため、利用者と地域社会の双方が安心できる環境づくりを進めています。

具体的には、スマートフォンアプリを活用し、誰でも簡単にアクセスできる移動支援ツールを提供するとともに、地域の施設や公共スペースが認知症に優しい環境となるよう、協力団体との連携を図っています。また、利用者が快適にサービスを利用できるよう、ユーザーインターフェースの直感的な設計や、多言語対応などのインクルーシブな取り組みを進めています。これらの環境整備により、認知症のある方々が自立して移動し、地域社会とつながり続けることができる持続可能な仕組みを構築しています。

LOOVICHP

認知症バリアフリー宣言の登録状況

- 現在、認知症バリアフリー宣言を行っている企業・団体は計54団体（2026年1月13日現在）

No	企業・団体名	所在地	業種
2025年度			
1	社会福祉法人ばる	埼玉県	医療/福祉
2	とやま生活協同組合	富山県	サービス業 (他に分類されないもの)
3	一般社団法人 日本意思決定支援推進機構	京都府	医療/福祉
4	みやぎ生活協同組合	宮城県	卸売業/小売業
5	社会福祉法人協同福祉会	奈良県	医療/福祉
6	日本医療福祉生活協同組合連合会	東京都	医療/福祉
7	生活協同組合バルシステム埼玉	埼玉県	サービス業 (他に分類されないもの)
8	生活協同組合コープあいち	愛知県	サービス業 (他に分類されないもの)
9	静岡県	静岡県	公務 (他に分類されるものを除く)
10	福井県民生活協同組合	福井県	複合サービス事業
11	株式会社マルタケ	新潟県	卸売業/小売業
12	大樹生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
13	全国コープ福祉事業連帯機構	東京都	医療/福祉
14	日本生活協同組合連合会	東京都	卸売業/小売業
15	株式会社サベリサーチセンター	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)

No	企業・団体名	所在地	業種
2024年度			
16	合同会社トラベルケアふくおか	福岡県	生活関連サービス業/ 娯楽業
17	LOOVIC株式会社	神奈川県	学術研究/ 専門・技術サービス業
18	司法書士法人ともえみ	大阪府	サービス業 (他に分類されないもの)
19	豊鉄バス株式会社	愛知県	運輸業/郵便業
20	豊橋鉄道株式会社	愛知県	運輸業/郵便業
21	一般社団法人 おか桃会	岡山県	医療/福祉
22	株式会社パーソン・サポート絆	福岡県	医療/福祉
23	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都	宿泊業/飲食サービス業
2023年度			
24	第一生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
25	第一フロンティア生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
26	株式会社セットアップ	岡山県	情報通信業
27	SOMPOコーポレートサービス株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
28	SOMPOケアフーズ株式会社	東京都	医療/福祉
29	株式会社Sun・Ju・想	北海道	医療/福祉
2022年度			
30	SOMPOホールディングス株式会社	東京都	金融業/保険業
31	株式会社プライムアシスタンス	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
32	トリニティ・テクノロジー株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
33	SOMPOケア株式会社	東京都	医療/福祉
34	株式会社ハラダ事務機商会	大阪府	卸売業/小売業
35	SOMPOダイレクト損害保険株式会社	東京都	金融業/保険業
36	明治安田生命保険相互会社	東京都	金融業/保険業
37	愛知県中央信用組合	愛知県	金融業/保険業
38	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業

No	企業・団体名	所在地	業種
2021年度			
39	日本生命保険相互会社	大阪府	金融業/保険業
40	三井住友信託銀行株式会社	東京都	金融業/保険業
41	但陽信用金庫	兵庫県	金融業/保険業
42	朝日生命保険相互会社	東京都	金融業/保険業
43	社会福祉法人 晋米福祉会	大阪府	医療/福祉
44	太陽生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
45	株式会社七十七銀行	宮城県	金融業/保険業
46	フコクしんらい生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
47	株式会社三井住友銀行	東京都	金融業/保険業
48	アーバン警備保障株式会社	大阪府	サービス業 (他に分類されないもの)
49	損害保険ジャパン株式会社	東京都	金融業/保険業
50	岡三にいがた証券株式会社	新潟県	金融業/保険業
51	住友生命保険相互会社	大阪府	金融業/保険業
52	株式会社福井銀行	福井県	金融業/保険業
53	株式会社イトーヨーカ堂	東京都	卸売業/小売業
54	社会福祉法人敬愛園 (介護老人福祉施設アットホーム福岡)	福岡県	医療/福祉

これまでの議論の振り返り ①宣言制度の今後のあり方に関する論点

- ・ 認知症バリアフリー宣言等検討委員会及び認知症バリアフリーWGでは、宣言の今後のあり方に関して、以下の各論点について検討を実施している。
- ・ 第1回認知症バリアフリーWGでは検討委員会での議論を踏まえ、下記の1～5の「方針案」について報告・議論を行った。

宣言制度の今後のあり方に関する論点

- 共生社会の実現に向け、認知症バリアフリー宣言制度を今後どのように普及・展開していくべきか。
(参考：R2～4まで、認知症バリアフリー宣言及び認証制度のあり方について、調査研究を継続実施)
- 特に、以下の点について具体的にどのような取組を行うべきか。
 1. 宣言の登録基準（人材育成、地域連携、社内制度、環境整備）の弾力化
 2. 自治体単位で実施されている類似の登録制度との連携の強化
 3. 宣言制度及び宣言企業・団体等と本人の関わりの強化
 4. 宣言を行った企業・団体の取組を支援する仕組みの充実 及び
宣言制度及び宣言企業・団体に関する情報発信の充実
 5. 宣言手数料の見直し（廃止）

【参考】

- ・ 基本計画：認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等(Ⅲ 2 (1))
認知症バリアフリー宣言を始めとする地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進を支援する。

これまでの議論の振り返り ②第1回WGにおける議論状況

- 前述の論点 1 ～ 5 に関する方針案について、いずれも第1回認知症バリアフリーWGにて承認を得た。
- 第1回WG開催後、「1 宣言の登録基準の弾力化」と「3 宣言制度及び宣言企業・団体等と本人の関わりの強化」について検討委員会で改めて具体策について検討を実施した。本日その結果を報告する。

論点	第1回WGにおける議論の状況	第1回WG後の検討状況
1 宣言の登録基準の弾力化	• 弾力化を図るとの方針について承認を得た。 • 一方、弾力化の具体的な方法、範囲等について具体策の検討が必要。	• 検討委員会において具体策について検討を実施。本日、検討結果をご報告し、改めてご意見を頂く。
2 自治体単位で実施されている類似の登録制度との連携の強化	• 連携を強化するとの方針について承認を得た。 • 一方、自治体独自の制度の実態把握の方法、把握した情報の発信方法等について具体策の検討が必要。	• 厚生労働省と事務局にて具体策を検討中。今後、必要に応じてWG委員にもメール等でご意見を頂く予定。
3 宣言制度及び宣言企業・団体等と本人の関わりの強化	• 本人の関わりを強化する、企業と本人の対話の機会を設けるとの方針について承認を得た。 • 一方、いつ、どこで、どのような対話の機会を設けるかについて具体策の検討が必要。	• 検討委員会において再度具体策について検討を実施。本日、検討結果をご報告し、改めてご意見を頂く。
4 「宣言を行った企業・団体の取組を支援する仕組みの充実」等	• 取組みアイデアについて承認を得た。 • 一方、各取組をどのような優先順位・スケジュールで進めるかについて具体策の検討必要。	• 厚生労働省と事務局にて優先順位・スケジュール等を検討中。優先度が高い取組の具体的な進め方は来年度協議予定。
5 宣言手数料の見直し	• 手数料廃止の方針について承認を得た。	• 必要な手続き等を経て、廃止確定予定。

【参考】第1回WG時点での「宣言の登録基準の弾力化」に関する方針（案）

- 第1回WG時点での「宣言基準の登録基準の弾力化」に関する方針案は以下の通り。

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を受け、認知症バリアフリー社会の機運醸成に向け、認知症バリアフリー宣言制度のより一層の普及・拡大が求められている。
- 宣言の登録にあたっては人材育成、地域連携、社内制度、環境整備の4項目についての取組実績の記載が必須要件となっているが、大企業、中小企業、自治体等、宣言主体が多様化するなかで、宣言基準の弾力化を求める意見がある。それらを踏まえ、宣言の登録基準の一部見直しを行う。
- 一方、見直しにより宣言制度の趣旨からの逸脱、宣言の質の低下が生じることは避けるべきであることから、4項目から項目数を減らすことは望ましくないとの意見もある。
- そこで、**現行の4項目は維持しつつ、業種や業態の特殊性、企業規模の制約等から正当な理由がある場合、4項目のうち、1項目以上の取組実績があれば、宣言を認める（例：店舗等がない業種の場合「環境整備」に関する取組は無しでの申請を認める）** こととする。
- なお、取組等の進捗状況を2年に1度の更新のタイミングで確認するとともに、企業・団体等の取組の支援（認知症の人との対話の機会の提供、先進事例の紹介等）を宣言事務局にて検討・実施する。

「宣言の登録基準の弾力化」に関する第3回検討委員会における主なご意見

- 第3回検討委員会では、第1回WGで報告した「4項目のうち、1項目以上の取組実績があれば、宣言を認める」との方針案の妥当性も含めて、改めて各委員から意見が出された。主なご意見は以下の通り。

第3回検討委員会における主なご意見

- 原則として、登録基準の4項目は満たすべきである。各項目に記載する事項については、解釈次第で、多くの企業や団体が取組実績又は予定を記載することが可能であろう。一部項目を満たさないで良いとの規定を設けると、宣言の趣旨からの逸脱が懸念されるため、あくまで例外的な取り扱いとすべきではないか。
- 4項目は「取組実績」だけではなく、「取組予定」での申請も認められている。取組予定も含むのであれば、4項目を記載するハードルはそこまで高くないのではないか。
- 現在は実施できていないが、今後実施可能性がある項目と、何かしらの理由により実施することが困難である項目については、切り分けて考えるべきであろう。後者については正当な理由がある場合には、例外的に記載なしでの申請を認める余地はあるのではないか。
- 4項目の記載が求められることが、宣言実施時に企業や団体が「こんなことができるのではないか」と考えるきっかけにもなっている。4項目の記載を求めつつ、2年に1回の更新時に取組が進むように働きかけや支援を行うことが重要ではないか。
- 「4項目のうち、1項目以上の取組実績があれば、宣言を認める」との当初の方針案は、基準として甘すぎるのではないか。いずれの項目も重要であるが、宣言主体によって項目ごとに進捗や重きを置いているポイントが異なることが想定されるため、項目ごとに、実績だけではなく、予定や検討中の事項も記載してもらうなど、書き分けができるようなガイドを行うと良いのではないか。

「宣言の登録基準の弾力化」に関する方針（案）

- 前述の議論を踏まえ、第1回WGで提示した方針案の一部見直しを行った。
- これまで運用ルールとして明示していなかった「実施予定」での申請を明示的に認めるとともに、個人事業主等を対象とした例外規定を設ける方針を現時点案として想定。詳細は以下の通り。
 - 改めて以下の方針案について、追加・見直しを行うべき事項等がないかご意見を頂きたい。

「宣言の登録基準の弾力化」に関する方針（案）

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行を受け、認知症バリアフリー社会の機運醸成に向け、認知症バリアフリー宣言制度のより一層の普及・拡大が求められている。
- 宣言の登録にあたっては人材育成、地域連携、社内制度、環境整備の4項目についての記載が必須要件となっているが、大企業、中小企業、自治体等、宣言主体が多様化するなかで、宣言基準の弾力化等を求める意見がある。また、宣言手数料の見直しにより、今後は小規模事業者による宣言の増加も想定され、そのような事業者が認知症バリアフリーに取り組みやすいような観点での制度の改善が必要と考えられる。一方、見直しにより宣言制度の趣旨からの逸脱、宣言の質の低下が生じることは避けるべきであることから、4項目から項目数を減らすことは望ましくないとの意見がある。
- そこで、**原則として4項目での申請を求める運用は維持**しつつ、宣言基準について以下の解釈の明確化及び弾力化を行う。
 1. **4項目について、既に実施している取組（＝取組実績）だけではなく、実施を予定もしくは検討している取組での申請が可能であることを広く周知する。**
 - ✓ 現在も上記の運用を行っているが、HP等では明示していなかったため、「実施を予定もしくは検討している取組での申請も認めること」を明確に打ち出し、企業・団体等へ周知・発信することを想定。
 2. **例えば、現状で「社内制度」を有していない個人事業主等の場合、バリアフリー宣言のために社内制度を一から整備するよう求めることは、当該事業者にとって過大な負担となることから、そのような場合には「社内制度」の取組実績及び取組予定が無くても、宣言を認める。**
- なお、取組等の進捗状況を2年に1度の更新のタイミングで確認するとともに、宣言の申請時や更新時に企業・団体等の取組の支援（認知症の人との対話の機会の提供、先進事例の紹介等）を宣言事務局にて検討・実施する。

2. 認知症バリアフリー宣言の今後のあり方に関する 検討状況等のご報告と討議

②宣言制度及び宣言企業・団体等と 本人の関わりの強化

第1回WG時点での方針（案）

- 第1回WG時点での「宣言制度及び宣言企業・団体等と本人の関わりの強化」に関する方針案は以下の通り。

- 「新しい認知症観」に基づき、認知症バリアフリー宣言の普及・拡大も本人参画で実施することが必要不可欠である。一方、宣言未実施の企業・団体等はもちろんのこと、宣言済みの企業・団体等であっても、認知症の人と対話をする経験や機会が乏しい現状が指摘されている。
- 認知症バリアフリー社会の実現に向けては企業・団体等が認知症の人の声を直接聞くことが重要であることから、**宣言企業や宣言検討中の企業・団体等と認知症の人が対話をする機会を定期的に設ける**
 - 「認知症バリアフリー情報交換会」は事例共有を主としたものであるが、より対話を意識した場を新たに設ける想定。なお、対話の実施頻度、方法等は検討委員会等で継続議論予定。
- また、対話を通じて、企業・団体等と認知症の人の双方にどのような気づきや学び、変化があったかを共有・可視化・発信する仕組みもあわせて検討する。

宣言企業・団体等と本人の関わりの強化の具体策（案）（1 / 2）

- 前述の方針を前提に、「具体的に、いつ、どこで、どのような対話の機会を設けるべきか。」について、第3回検討委員会で議論を行った。第3回検討委員会での議論を踏まえた企画案は以下の通り。
 - 以下の方針案について、追加・見直しを行うべき事項等がないかご意見を頂きたい。

宣言企業・団体等と本人の関わりの強化の具体策（案）

【案1：都道府県単位での対面形式での対話機会】

- 宣言企業・団体と当該企業・団体が所在する地域で生活をしている認知症の人が、対面形式で対話をする機会を設ける。
 - 当面は都道府県単位で、対面形式での実施を想定（例：福井県に所在する宣言主体である福井県民生活協同組合、福井銀行と福井県在住の認知症の人の対話の機会を設ける等）
- 対話の場では、宣言企業・団体の取組内容を共有するとともに、認知症の人から取組みに対する期待や意見等をもらう。
- 宣言企業・団体から認知症の人に対する質問も積極的に行ってもらう等、一方的な関係ではなく、「対話」が生まれるように留意する。

【案2：全国でのオンライン形式での対話機会】

- 新規に宣言を実施した企業・団体と認知症の人が、オンライン形式で対話をする機会を設ける。
 - 案2は都道府県単位ではなく、全国の企業・団体、認知症の人を対象に、年1回程度の実施を想定。
 - 当事者団体、自治体等と連携し、全国の認知症の人に声がけを行い、オンライン形式で参加いただくイメージ。
 - 介護施設等で生活をされている認知症の人を含め、多様な方が参加できる方法を検討予定。
- 案1と同様に宣言企業・団体の取組内容を共有するとともに、認知症の人から取組みに対する期待や意見等をもらう。

【共通】

- 来年度、案1、案2を各1 - 2回程度試験的に実施し、効果検証等を実施したうえで、再来年度以降拡大を目指す。
- いずれの案においても、宣言済みの企業・団体だけではなく、宣言検討中の企業・団体の参加も認める想定。

宣言企業・団体等と本人の関わりの強化の具体策（案）（2 / 2）

- 前頁の案 1、案 2 の実施イメージは以下の通り。

案 1：都道府県単位での対面形式での対話機会の実施イメージ

- 宣言企業・団体と当該企業・団体が所在する地域で生活をしている認知症の人が、対面形式で対話をする機会を設ける。
- 当面は都道府県単位で、対面形式での実施を想定。
- 来年度、1～2 都道府県で以下のようなイメージで、宣言企業・団体と認知症の人が対面形式で対話する場を試行的に設けてはどうか。



※上記は昨年度のマスメディアとの意見交換会の様子

案 2：全国でのオンライン形式での対話機会の実施イメージ

- 新規に宣言を実施した企業・団体と認知症の人が、オンライン形式で対話をする機会を設ける。
- 案2は都道府県単位ではなく、全国の企業・団体、認知症の人を対象に、年1回程度の実施を想定。
- 案 2 と同様に、以下のようなイメージで、宣言企業・団体と認知症の人がオンライン形式で対話する場を試行的に設けてはどうか。全国の認知症の人等に宣言企業・団体の取組を知ってもらうことも狙いの一つとする。



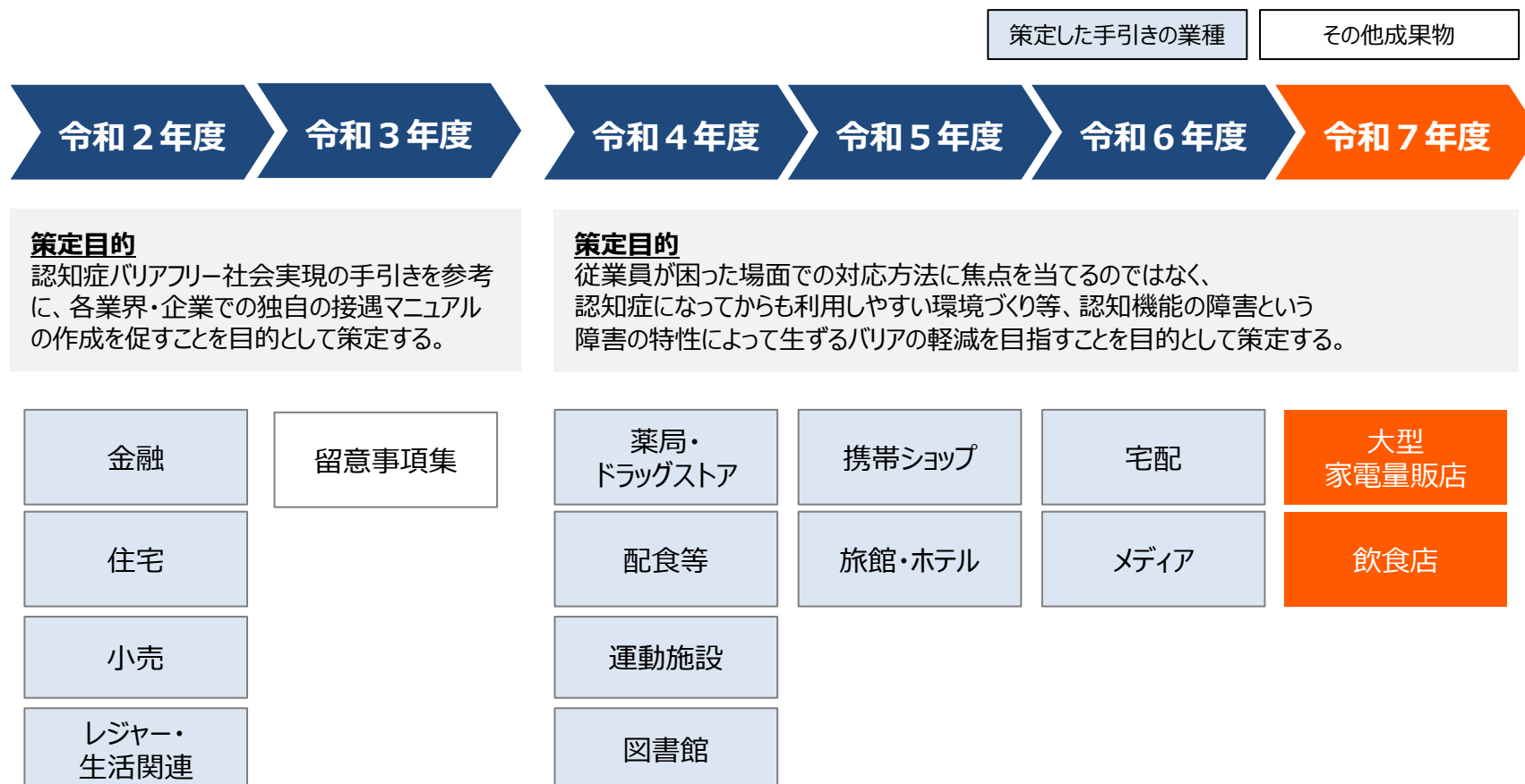
※上記は「地域版認知症希望大使交流会 2022」の様子

出所：https://www.jdwg.org/kibo-taishi-site/chiiki-kibo-taishi_2022/

3. 業種別手引きの今後の作成方針に関する 検討状況等のご報告と討議

認知症バリアフリー社会実現のための手引き ①作成テーマ

- 認知症バリアフリー社会実現のための手引きは、認知症の人と接する機会の多い業種に対して、認知症とともに生きることや接遇のポイントを知ってもらうことを目的に作成。令和6年度までに計12種作成済み。
- 昨年度（令和6年度）認知症バリアフリーWGにて、本年度（令和7年度）は「**大型家電量販店**」及び「**飲食店**」に関する手引きを作成する方針に決定した。認知症施策推進基本計画の記載をふまえ、認知機能の障害という障害の特性によって生ずる**当該業種におけるバリアを認知症の人と家族等と共に丁寧に探究しながら**、策定を進めている。



認知症バリアフリー社会実現のための手引き ②バリア確認会

- 前述の通り、本年度は、飲食店と大型家電量販店をテーマにした冊子を作成する。
- 冊子作成に関する作業委員会の開催に先立ち、7月に高知県にて飲食店と大型家電量販店で日本認知症本人ワーキンググループ等と連携し、バリア確認会を実施した。



認知症バリアフリー社会実現のための手引き ③手引き作業委員会

- ・ テーマごとに手引き作業委員会を立ち上げ、手引きの構成・内容等について検討を実施中。
- ・ 日本認知症官民協議会総会にて各手引きの内容について報告予定。

【飲食店手引き作業委員会 ※50音順、敬称略】

氏名	ご所属
板谷 慎治	株式会社アレフ 店舗運営本部 直営店舗運営部 北海道・東北ゾーン ブロックリーダー
葛西 渚	株式会社アレフ SDGs推進部
紀伊 信之 【座長】	日本認知症官民協議会 事務局（株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 部長/プリンシパル）
小城 哲郎	全国飲食業生活衛生同業組合連合会 専務理事
藤田 和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 相談役理事
牧野 晋也	株式会社デニーズジャパン 総務部サステナビリティ推進兼お客様相談 総括マネジャー
山中 しのぶ	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
和田 誠	公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事

【開催日程】

- ・ 第1回：10月2日（月）10:00-12:00
- ・ 第2回：1月19日（月）14:00-16:00

【大型家電量販店手引き作業委員会 ※50音順、敬称略】

氏名	ご所属
紀伊 信之 【座長】	日本認知症官民協議会 事務局（株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 部長/プリンシパル）
小井戸 凌	株式会社ヤマダホールディングス 人事総務本部 サステナビリティ推進部 サステナビリティ課
近藤 徹也	株式会社ヤマダホールディングス サステナビリティ推進部 部長
田丸 博一	株式会社エディオン 総務人事本部 人材開発統括部 人材開発部 部長
原田 学	株式会社エディオン 総務人事本部 人材開発統括部 CS推進部 部長
藤田 和子	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 相談役理事
山中 しのぶ	一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
和田 誠	公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事

【開催日程】

- ・ 第1回：9月24日（月）9:00-10:00
- ・ 第2回：1月28日（水）14:00-16:00

これまでの議論の振り返り ①第1回WGにおける主なご意見（１／２）

- 第1回認知症バリアフリーWGでは、検討委員会での手引きに関する検討状況を報告したうえで、手引きの今後の作成の進め方についてご意見を頂いた。主なご意見等は以下の通り。

検討委員会における議論のまとめ（第1回WG時点）

- 認知症バリアフリー社会実現のための手引きの更なる普及・活用促進に向け、簡易版や動画版の制作等、より多くの方が参照しやすい方法を検討する必要性が指摘された。また、手引きの作成自体を目的とせず、その活用等を通じて、バリアフリーの実現に向けた取組みを進めることの必要性についての指摘もあった。

第1回認知症バリアフリーWGにおける主なご意見（１／２）

<既存の手引きの更新>

- 令和２年度に作成した住宅編の手引きのアップデートを実施したい。
- 認知症バリアフリー社会実現のための手引きは、来年度以降は当初作成したテーマのアップデート版を作成してもよいのではないか。例えば、過去に作成した金融機関編と新規の公共交通機関編のように、アップデート版と新規作成版のテーマを組み合わせられるとよい。時代も変化するため、それに合わせた手引きが作成されていくとよい。
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法による社会の変化、業界ごとに技術的な変化もあるため、アップデートが必要であろう。
- 新規テーマだけではなく、過去に作成した手引きの見直しを通じて、繰り返し伝えていくことも重要だろう。

これまでの議論の振り返り ①第1回WGにおける主なご意見（2 / 2）

- 前頁の続き。

第1回認知症バリアフリーWGにおける主なご意見（2 / 2）

<対話の重要性>

- 手引きは令和2年度から作成しているが、当初は認知症基本法もなく、接遇を重視した内容だった。令和6年度から本人と企業の対話型の取組が始まっており、作成のプロセスも変化していると感じる。手引きを作成すること自体が目的ではなく、手引きを作成する過程で認知症の人に対する理解が深まるという地道な作業を重ねており、手引きを作成する過程で、認知症の人とともに様々なことを経験し、バリアフリー社会とは何か、実感する取組に変化している。動画だけではなく、リアルな対話の場も手引きに含まれるとよい。また、手引きの作成の過程を重視した取組になっていくことが望ましい。
- 認知症バリアフリー社会実現のための手引きと類似する手引きは各自治体に既に山ほどある。手引きを配布しても参考にされないケースが多く、企業に対して講演・研修会を実施する方が効果的である。認知症の人に会ったことのない人や認知症に対する基礎知識がない人に手引きを配布してもイメージが湧かない。本人に会う機会を増やす方が効果は高い。

<手引きの形態>

- 企業目線では、企業向けの研修には手引きは有用だが、紙媒体ではなく、動画があれば活用しやすいと感じる。
- 紙ベースでの作成は限界があると感じている。動画という案もあったが、作成時点から更新されるものではなく、多言語対応の観点では音声変換も難しい。そのため、スマホ・タブレットを使ってアプリで確認できるような方向に進んでいくとよい。宣言企業の取組一覧等もアプリであれば、すぐに更新可能であるため、連動させるのもよいだろう。

これまでの議論の振り返り ②第3回検討委員会における主なご意見

- 第1回WG後、第3回検討委員会では来年度作成する手引きの内容等について検討を行った。
- 主に、新規の業種別手引きの作成、手引きの活用実態調査等の実施の必要性に関する意見が出された。

第3回検討委員会における主なご意見

<新規の業種別手引きの作成について>

- 既存手引きの見直しも重要であるが、認知症の人の生活に関わる業種で未作成の手引きがあるのであれば、新規作成を優先的に行い、業種がある程度網羅できてから更新作業を進めていくのがよいのではないか。
- 作成する業種について、生活に関わる業種を中心にこれまで作成を進めてきたが、介護事業を行う企業に対しても働きかけを行う必要があるのではないか。介護業界を対象とした手引きの作成についても検討して欲しい。
- 新規業種の選定にあたっては、認知症の人がどのような業種のサービスを使っており、どのような課題や要望を有しているかを丁寧に確認していくことが必要である。認知症の人の意見を集め、その意見を基に対象とする業種を決めていくプロセスを大切にしたい。

<活用状況等に関する実態把握の必要性について>

- 既存手引きの見直しにあたっては、手引きの活用状況等に関する実態把握が必要ではないか。活用されていないのであれば、より普及しやすい形式を検討する等、内容以外の見直しも必要となる。
- 手引きは作成して終わりではなく、活用状況を定期的に確認し、PDCAサイクルを回しながら方針を検討していく必要がある。各手引きについて、ダウンロード数、配布部数、動画再生数等を確認する仕組みを構築すべきではないか。

<動画版の作成について>

- 店舗等で働く従業員に手引きの内容を知ってもらうためには、動画を活用した研修等が重要である。研修等での活用を見据え、手引きの考え方等を紹介する5分程度の動画を制作すると良いのではないか。

来年度（令和8年度）業種別手引きに関する取組方針（案）

- 前述のご意見を踏まえた、来年度（令和8年度）の業種別手引きに関する取組方針（案）は以下の通り。
 - 以下の方針案について、追加・見直しを行うべき事項等がないかご意見を頂きたい。

来年度（令和8年度）の業種別手引きに関する取組方針（案）

1. 業種別の手引きに関する「ロードマップ」の策定

- 令和2年度から継続的に手引きの作成を行っており、令和6年度までに計12種が作成済みである。
- 作成開始から5年以上経過し、対象業種も一定規模に達していること、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行等、国の政策においても変化があること等から、手引き作成の目的や進め方を改めて検討する必要がある。
- そこで、来年度は、手引きに関する認知症の人からの期待や要望、現場での活用状況等を改めて確認し、**これまでの成果や課題等を総括したうえで、新規作成及び改訂に関する方針、普及・活用促進策等を含む手引きに関する「ロードマップ」の策定を行う。**

【「ロードマップ」の策定に向けた取組（案）】

- 手引きに関する認知症の人の期待や要望の確認
- 手引きの企業等における活用状況等に関する実態把握
- 国及び都道府県等で作成されている類似のガイドライン・手引きの策定状況の確認
 - ✓ 国土交通省「交通事業者に向けた接遇ガイドライン」、消費者庁「認知症の人にやさしい対応のためのガイド」等

2. 本年度作成した手引き（飲食店、大型家電量販店）の普及・活用促進に向けた取組の実施

- 飲食店、大型家電量販店の手引きについて、業界団体等と連携し、普及・活用促進に向けた取組みを実施する（業種別の勉強会・セミナー、研修用の動画制作等を想定）。

參考資料

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（1／2）

- 令和6年1月に**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**（以下、基本法という。）が施行。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。**
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。**
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野における総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。**

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上の措置**その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画・市町村計画**を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2／2）

- 基本的施策の1つとして「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」が位置付けられた。

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等

⑧【認知症の予防等】

- 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※ 基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

認知症施策推進基本計画（1／2）

- 令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、基本法という。）にもとづき、国の認知症施策の基本計画として、「認知症施策推進基本計画」が策定された。

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

認知症施策推進基本計画（２／２）

- 基本的施策「２．認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」に関して、「事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定」や「民間における自主的な取組の促進」等を実施すると示された。
- 重点目標ではアウトプット指標として「認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数」が設定された。

基本的施策「２．認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」

※一部抜粋

【施策の目標】

認知症の人の声を聴きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの（ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁）を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保していくことを目標として、以下の施策を実施する。

(4) 認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの開発・普及の促進

- 日本認知症官民協議会¹⁴による官民連携の下、認知症の人と家族等が参画した、認知症の人が地域で生活する上で利用しやすい製品・サービスの開発・普及を促進するため、モデル的取組を好事例として展開し、そうした取組が自主的、継続的に進むよう取り組む。

(5) 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

- 認知機能の障害という障害の特性によって生ずるバリアを、認知症の人と家族等と共に丁寧に探究しながら、バリアフリー化を推進していくために、日本認知症官民協議会による官民連携の下、認知症の人の生活に関わる業界向けの手引を認知症の人と家族等と共に、幅広く、個別の業種で計画的に作成し、その普及に取り組む。

また、公共交通事業者においては、適切な接遇のための研修等を推進する。

(6) 民間における自主的な取組の促進

- 認知症バリアフリーが、企業にとってビジネスチャンスとなり得るとともに、従業員の介護離職防止にも役立つということの理解促進により、企業が経営戦略の一環として認知症バリアフリーに取り組むよう、経営層を含めた企業への普及・啓発を図る。

重点目標３ 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
・ 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 ・ 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及びKPIを設定している地方公共団体の数	・ 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 ・ 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 ・ 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 ・ 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 ・ 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	・ 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 ・ 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 ・ 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 ・ 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合

認知症バリアフリー社会実現のための手引き：令和5年度までの活動

- 認知症バリアフリー社会実現のための手引きは、認知症の人と接する機会の多い業種に対して、認知症とともに生きることや接遇のポイントを知ってもらうことを目的に作成。
- 令和5年度までに計10種作成済み。

	旅館・ホテル編 誰もが安心して利用できる旅館・ホテルの実現に向けて。旅館・ホテル関係者に知っておいていただきたいことや取り組み事例を紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現に向けて 誰もが利用できる旅館・ホテルへ 認知症バリアフリーに向けた取り組み 認知症の理解・参考情報 ダウンロードはこちら		携帯ショップ編 誰もが安心して来店できる携帯ショップであるために。携帯ショップの人たちに知っておいていただきたいことや取り組み事例を紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現に向けて 配食等サービスでの具体的な取り組み 取り組み事例 認知症の理解・参考情報 ダウンロードはこちら		運動施設編 認知症の学びと交流の場として、認知症になっても通い続けられる運動施設へ。運動施設が果たす役割や取り組み事例を紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現に向けて 運動施設での具体的な取り組み 取り組み事例 認知症の理解・参考情報 ダウンロードはこちら		図書館編 認知症の学びと交流の場として、誰もが利用し続けることができる図書館へ。図書館が果たす役割や取り組みの考え方を紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現に向けて 図書館に期待される役割 取り組みの考え方事例 認知症の理解・参考情報 ダウンロードはこちら
	薬局・ドラッグストア編 誰もが安心して利用できる薬局・ドラッグストアの実現に向けて。薬局・ドラッグストアの果たす役割や取り組み事例を紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現に向けて 薬局・ドラッグストアでの具体的な取り組み 取り組み事例 認知症の理解・参考情報 ダウンロードはこちら		配食等編 配食サービスは地域高齢者の健康支援の担い手。宅配サービスはなじみの関係づくりから、それぞれが果たす役割や取り組み事例を紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現に向けて 配食等サービスでの具体的な取り組み 取り組み事例 認知症の理解・参考情報 ダウンロードはこちら		金融編 認知症バリアフリー社会の実現に向けて。認知症の人と接する時の基本姿勢や、金融機関での主な事例などを紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現を目指して 金融機関でみられる認知症の人が示す主な言動と接し方 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み 参考情報 ダウンロードはこちら		小売編 認知症バリアフリー社会の実現に向けて。認知症の人と接する時の基本姿勢や、小売店舗での主な事例などを紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現に向けて 小売店舗でみられる認知症の人が示す主な言動と接し方 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み 参考情報 ダウンロードはこちら
	住宅編 認知症バリアフリー社会の実現に向けて。認知症の人と接する時の基本姿勢や、マンション生活での主な事例などを紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現に向けて マンション生活でみられる認知症の人が示す主な言動と接し方 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み 参考情報 ダウンロードはこちら		レジャー・生活関連編 認知症バリアフリー社会の実現に向けて。認知症の人と接する時の基本姿勢や、宿泊施設等や理美容の現場での主な事例などを紹介。 主な内容 認知症バリアフリー社会の実現に向けて 宿泊施設等や理美容の現場でみられる認知症の人が示す主な言動と接し方 認知症バリアフリー社会の実現に向けての取り組み 参考情報 ダウンロードはこちら				

認知症バリアフリー社会実現のための手引き：令和6年度の活動

- 令和6年度は、宅配編の手引きとメディア向けの普及啓発に向けた冊子を作成。

宅配編の手引き

目的

- 宅配業界に向けて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」および「新しい認知症観」を普及啓発すること
- 宅配利用におけるバリア（障壁）を明らかにし、バリアを無くすためのアイデアや事例を周知すること

手引き作業委員会での検討

第1回作業委員会

＜令和6年12月25日（水）＞

- 宅配利用におけるバリア（障壁）の検討
- バリアを無くすためにできることの検討

第2回作業委員会

＜令和7年1月28日（火）＞

- 手引き全体構成の検討
- 「総論」および「理念編」の内容の検討

第3回作業委員会

＜令和7年2月17日（月）＞

- 手引き全体の文案の検討



メディア向け冊子

作成の目的

- メディア関係者に「新しい認知症観」を知ってもらい、認知症について何をどう伝えていくべきか、考えるきっかけとしてもらうこと
- 認知症の人とメディア関係者との対話を通じて、双方の理解を深め、認知症に関するこれからのよりよいメディアのあり方について検討すること

セミナー・意見交換会の開催

セミナー「認知症とともに生きることを知り、伝える」＜2025年1月9日＞

- 日本総研セミナー：
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と基本計画について
- トークセッション（JDWG藤田様、家族の会鎌田様、永田先生）
基本法の成立と「新しい認知症観」
認知症とともに生きる社会の実現に向けて、何をどう伝えていくのか

認知症本人との対話の会（意見交換会）
「認知症に関するメディアのこれからをともに考える」

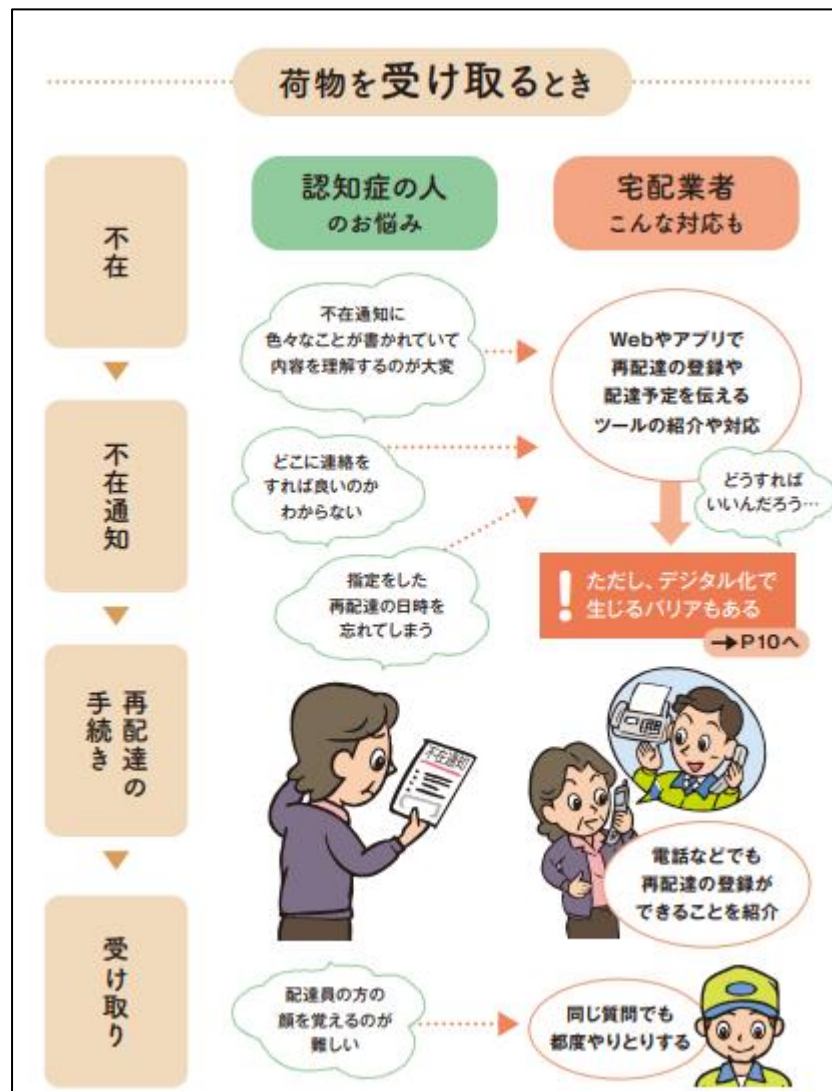
＜2025年2月10日＞

- 第一部：認知症のご本人の報道への思い
- 第二部：ご本人とメディア関係者との対話
※希望大使 藤田様、春原様、戸上様
※活動パートナー：金谷様、櫻井様、吉川様
※オブザーバー：家族の会・鎌田様、永田先生



R6認知症バリアフリー社会実現のための手引き（宅配編）（1／2）

- 認知症の人が実際に利用するフローに沿って、バリアや対応について解説。



R6認知症バリアフリー社会実現のための手引き（宅配編）（2／2）

- ・ バリアフリーに向けた取組事例や、認知症の人が働く場の環境整備の事例についても紹介。

宅配業界の 取組み

現場から——ヤマト運輸（株）——

宅配の現場でも「あのお客さん、認知症かもしれない…」といったことがあります。例えば、テレビショッピングの商品などを、毎日のように配送をするけれども、不在であったり、「（代引きにもかかわらず）お金がない」「注文していない」などと言われたりする事例です。認知症の可能性が疑われますが、個人情報への取り扱いの関係もあり、宅配業者から地域包括支援センター等の高齢者の相談窓口につなげることは難しいのが現状です。

認知症の方を含む高齢者の方のお困りごとを解決する取組みの一つとして、宅配大手のヤマト運輸（株）は、2016年から東京都多摩市内で、くらしのサポートサービス拠点「ネコサポステーション（以下、ネコサポ）」を開設しています。

同市内の永山地区と貝取地区の団地の商店街に開設したネコサポでは、オープンに向けて市の関係者や担当地域の地域包括支援センター等の方々と意見交換する中で、「地域の高齢者と接していくためには、認知症に



関する知識があった方がよい」というアドバイスをいただき、担当スタッフ全員が認知症サポーター養成講座を受講しました。その後、店舗で家事サポートや買い物サポートのサービス提供を行う際には、同じ話を繰り返したり、怒りっぽくなったりした高齢者の人もいましたが、講座を受講していたため、「認知症の方かな？」と冷静に受け止めることができ、その場で考えてその方にあった対応に努めることができました。

貝取地区のネコサポでは、地域包括支援センターと共同で、月1回の認知症カフェ「ネコサポカフェ」を開催し、そういった取組みを進める過程で、地域包括支援センターとの連携も一層強まってきました。例えば、毎日買い物サポートを利用していた高齢者からのご注文が途絶えたときや、家事サポートの依頼があり、訪問しても応答がなかったときなどには、当社の専門スタッフが提供する自社サービスということもあり、スタッフが地域包括支援センターに直接相談することで、包括支援センターによる安否確認などの対応にスムーズにつなげることができました。また、買い物サポートサービスでは、一人暮らしの高齢者にもかかわらず大量のご注文があった際に、ご本人に何度も確認したり、ご家族の連絡先を伺っていただければそのことをお伝えすることで、不要な注文を止めることができたこともありました。

※現在、永山地区と貝取地区のネコサポは市内の別のネコサポに統合されています。

運送業で 活躍

現場から——戸上 守さん——

大分県在住。前頭側頭型認知症

地方公務員の仕事をしていたが、56歳くらいからもの忘れの症状と体調不良により退職。診断直後は、頭から布団をかぶり、引きこもっていた時期が1年ほどありましたが、現在は「なでしこガーデンデイサービス」に通っています。

デイサービスの運営会社が立ち上げた運送会社「若年運輸」で月に1、2回、パート職員としても働いています。

コピー紙の配達業務やネット通販の荷下ろし、引越し等の片づけなどを行っています。



働き盛りで仕事を辞めなくてはならなかったけれど、また仕事に挑戦したい



環境が整った時、私たちは新しい挑戦ができます。きっとあなたの職場に貢献できます。